IP FORWARD

公正取引委員会 競争政策研究センター主催 第42回公開セミナー

中国における 知的財産権濫用規制の動向

2016年11月25日

IP FORWARDグループ総代表
IP FORWARD法律特許事務所 代表弁護士・弁理士
IP FORWARD China(上海擁智商務諮詢有限公司) 董事長・総経理
分部 悠介

IP FORWARDグループ組織情報

IP FORWARDグループは、中国・新興国における知財 支援全般・模倣対策、進出支援、業務拡充サポートを 主要業務とする、専門コンサルティング・調査会社、 弁護士・弁理士事務所(中国商標代理事務所認可あり) で構成される、総合コンサルティング・グループです

【連絡先】

IP FORWARD

IP FORWARDグループ

電話:+86(21)3366-4261 Fax:+86(21)3366-4266

E-mail: <u>ipf@ip-fw.com</u> URL: <u>http://www.ip-fw.com/</u> ※ご不明点等ございましたら、上記宛先まで、いつでもご遠慮なくお問い合わせください 日本語、英語、中国語、いずれの言語でも対応が可能です







<u>本社所在地:</u>上海 <u>拠点所在地</u>:東京、広州、北京、成都、瀋陽、武漢、温州、義鳥、香港 <u>職員数</u>:50名程度

中国独禁法のアウトライン

- 2008年より施行
- ■日米欧諸外国の法制度を参考に制定
- ■独占協定、市場支配的地位の濫用、事業者の集中、 行政権力の濫用による競争の排除、制限を柱とする
- ■全57条のみ⇒具体的な判断、運用基準をガイドライン等により補充する必要性
- ■主管機関の二層構造一準立法機関(国務院独占禁止委員会)と独禁法執行機関

中国独禁法の三執行機関と知的財産関連規制

IP FORWARD

商務部



- ·事業者集中(企業結合 等)関連規制
- ・中国企業の海外における独占禁止訴訟の指導
- ・多国間、二国間の競争政策の交流と協力

国家発展改革 委員会

- ·価格違法行為、価格 独占行為
 - -<u>ライセンス料※等</u>含む (e.g. IDC事件、

クアルコム事件(3))

<u>※ライセンス料をめぐっては、</u>

工商総局と執行権限が重複する 場合もある

工商総局



- ・価格独占を除く独占協定
- <u>▪市場支配的地位の濫用</u>
- ・行政権力の濫用による 競争制限行為
- ・不競法上の独禁関連規制も担当

(参考)国家革新駆動発展戦略鋼要

- 2016年5月、中国共産党中央委員会及び国務院より発表
- イノベーションを基礎とする総合的国家戦略
- その中で知財改革、保護強化等が一つの柱とされ、その具体的 内容として、知財権の司法保護作用を十分に発揮し、国民全体 の知財権保護意識を高め、知財権制度による革新への基本的 保障作用を強化するとともに、知財権濫用防止のための独占禁 止審査制度を健全化し、知財権侵害の国際調査と海外権利の 保護体制を構築する、とされている。⇒知財保護と知財権濫用 規制の双方が国家の重要戦略と位置づけ

知財権濫用規制をめぐる最近の主な動き

IP FORWARD

■ 2015年4月、工商総局より「知的財産権濫用による競争 の排除・制限行為の禁止に関する規定」を発表、 同年8月より施行

- 2015年12月、国家発展改革委員会より、「知的財産権 濫用禁止に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)」 を発表
- 2016年2月、工商総局より、「知的財産権濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(意見募集稿)」を発表※SIPO、商務部もガイドラインを作成中

知財権濫用規制をめぐる最近のトピック

IP FORWARD

日立金属事件

- 2014年、レアアース・永久磁石産業技術創新戦略連盟の構成企業が、日立金属 に対して、ネオジム焼結磁石特許をライセンスしないことを理由に、独占禁止法 違反(市場支配的地位の濫用)を主張して、寧波市中級人民法院に対して損害 賠償請求訴訟を提起。2015年末には1回目の期日が開かれ、判決待ちの状態と 伝えられている
- 日立金属の特許は標準必須特許ではないが、上記連盟は、「必須特許的な存 在」と主張しており、どのような判断が下されるか注目される
- レアアース・永久磁石産業技術創新戦略連盟:日立金属 が有する ネオジム焼 結磁石分野の特許封鎖を打開し、海外市場を開拓することを目的として設立さ れた団体。米国において、日立金属の特許に対する無効審判請求などを行って いる。構成員自らの特許の運用を主目的としない点で、後述の特許連盟とは異

知財権濫用規制をめぐる最近の主な動き

<u>IP FORWARD</u>

■ 2015年4月、工商総局より「知的財産権濫用による競争 の排除・制限行為の禁止に関する規定」を発表、 同年8月より施行

- 2015年12月、国家発展改革委員会より、「知的財産権 濫用禁止に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿) を発表
- 2016年2月、工商総局より、「知的財産権濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(意見募集稿)」を発表※SIPO、商務部もガイドラインを作成中

工商総局「規定」のアウトライン

- 3条:規制対象(独占協定行為、市場支配的地位の濫用 行為)
- 4、5条:知財権行使に関する独占協定関連
- 6~11条:知財権行使に関する市場支配的地位の濫用 関連
- 12条:パテントプールに関する規定
- 13条:SEPに関する規定
- 15、16条: 認定手順、認定要素に関する規定
- 17条:罰則

工商総局「規定」のポイント

- 基本的に、華為 vs IDC事件判決を参考にしたと思われる
- 5条:独占協定に対するセーフハーバー規定
 - > 独禁法にはない
- ■7条:不許諾に関する規定
- 12条:パテントプールに関する規定
- 13条:技術標準の利用に関する規定

SEPをめぐる華為 vs IDC事件

IP FORWARD

■(1)独禁法違反事件

- 2013年10月終審判決
- IDCのSEPの市場支配的地位の濫用を認定し、損害賠償を命じる 判決
- ■(2)ライセンス及び適正なロイヤリティの設定に関する訴訟
 - ▶ 2013年10月終審判決
 - > FRAND義務の履行として、0.019%のライセンス料率を設定
- ■(3)IDCに対する国家発展改革委員会の調査
 - (1)事件に関連して、2013年6月、発展改革委員会はIDCに対する 調査を開始。その後、IDCは是正措置を提示し、2014年5月、調査 中止決定

IP FORWARD

当事者

- 原告:華為技術有限公司
- 被告:Inter Digital Communications Inc 及びその関連会社2社
- 判決:広東省高級人民法院(2013)粤高法民三終字第306 号

経緯

- IDCは、CDMA、WCDMA、LTE関連のSEPを多数保有し、ETSIにてFRAND宣言をしていた
- 2008年より、華為とIDCは、上記特許のロイヤリティ交渉を多数回にわたり行い、IDCは、 華為に対して、何度もライセンスのオファーを提示していた
- 2011年7月、IDCは、華為を米国デラウェア裁判所で提訴するとともに、米国国際貿易委員会(ITC)に対し、3G関連特許権侵害に基づき、華為製品の製造、販売、輸入の禁止を求めて提訴した
- これに対し、華為は、独禁法違反を主張して、深セン市中級人民法院に提訴
- 一審は、IDCに対し、不公正な高価格及び抱き合わせ販売の停止と、華為への2,000万元 の賠償金の支払いを命じる判決
- 両者の上訴に対し、二審判決は、一審判決を維持

IP FORWARD

関連市場範囲の確定

- 関連市場の範囲の確定にあたっては、主に、商品/サービス市場の 代替可能性の程度により決定すべき
- 一旦、特許技術が関連技術標準に取り入れられると、製品メーカが 製品を技術標準に適合させるためには、当該特許権者からライセン スを受けないわけにはいかない。特許権者はSEPライセンス市場に おける唯一の供給者である。
- ・ 標準技術の条件下で、各3G無線通信分野におけるSEPライセンス市場は、いずれも、唯一性及び不可代替性を有する
- ⇒ 中国及び米国の技術標準中の1つのSEPライセンス市場が、1つの 独立した関連市場を構成し、本件の関連市場は、1つ1つの独立した関連市場の集合である

P FORWARD

関連市場におけるIDCの支配的地位の有無:独禁法17条2項

- IDCは、中国、米国を含む全世界で3G関連SEPを有し、各SEPの唯一性、不可代替性より、IDCは各SEPライセンス市場の完全なシェアを有し、その他事業者の関連市場への参入の影響を及ぼす能力を有する
- IDCは実質的な生産を行っておらず、特許ライセンスをもってその経営モデルとしていることから、華為は、標準必須特許のクロスライセンスを通じて IDC を規制することはできない。
- 本件では、IDCは、華為との3G標準必須特許ライセンス交渉の際、 華為が使用する3G標準必須特許の価格、数量及びその他の取引 条件をコントロールする能力を有する。
- ⇒IDC は、関連市場における市場支配的地位を有する

P FORWARD

IDCによる市場支配的地位の濫用の有無

- IDCはFRANDライセンス義務を負うが、IDC が華為に対し提示した特 許ロイヤルティは、アップルやサムソンに対するものと比べてかなり 高いものであり、IDCは、華為に対し高過ぎるロイヤリティを受け入れ させるために、米国ITCに差止を求めた。華為及び関連会社所有の 特許を IDC に無償でライセンスするよう要求した
- IDC は必須特許ライセンス市場における支配的地位を利用して、 必須特許と非必須特許の抱き合わせをした
- ⇒IDC は、関連市場における市場支配的地位を濫用した
- ※ただし、2G、3G、4Gと異なる世代のSEPの包括的ライセンスが抱き合わせ販売に当たるとの華為の主張は認めなかった

工商総局「規定」のポイント

- 基本的に、華為 vs IDC事件判決を参考にしたと思われる
- 5条:独占協定に対するセーフハーバー規定
 - ▶ 独禁法にはない
- ■7条:不許諾に関する規定
- 12条:パテントプールに関する規定
- 13条:技術標準の利用に関する規定

「規定」5条:セーフハーバー規定

要件(右2要件のうちのいずれか)	その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること /関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が4つ以上あること	関連市場における事業者と取引の相手方の市場シェアがいずれも30%以下であること /関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が2つ以上あること
対象となる規定 (上記要件を満たせば、 右の各独占協定とは認定 しないことが出来る)	①競争関係にある事業者 による国務院独占禁止法 執行機関が認定するその 他の独占協定 (独禁法13条1項6号)	②取引の相手方との間の、 国務院独占禁止法執行機 関が認定するその他の独 占協定 (独禁法14条3号)
セーフハーバー 適用除外	当該協定に競争排除・制限の効果があることを証明す る反証があるとき	

「規定」5条:セーフハーバー規定

IP FORWARD

- 対象となる規定は、独禁法13条1項6号、14条3号の「その他」規定
- それ以外の下記明文規定については、市場シェア等を考慮せずに違法と認定されるように読める

(独禁法14条は価格協定関連⇒国家発展改革委員会)

独禁法13条1項(2)~(5) <(1)は価格協定⇒国家発展改革委員会>

- (2)商品の生産量又は販売量を制限する
- (3)販売市場又は原材料の仕入れ市場を分割する
- (4)新技術、新設備を制限する、又は新技術、新製品の開発を 制限する
- (5)連合し取引を排斥する

IP FORWARD

■ 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、 その知的財産権が生産経営活動の必須構成となっている 状況において、<u>合理的な条件</u>により当該知的財産権を使用 しようとするその他の事業者への許諾を拒絶し、競争の排除、 制限をしてはならない。

合理的な条件による許諾を拒絶していると認められ得る例:
不公平、高すぎるロイヤリティ、抱き合わせ販売等

IP FORWARD

以下の要素を考慮

- (一)当該知的財産権は関連市場にて適正に代替されることができず、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者には必須であること
- ⇒SEPでなくても、製品の基本的な特許、代替に必要なコスト等 が考慮され、本条が適用される可能性がある
 - ▶ 例)上述の日立金属のケースをもし本規定に当てはめるとしたら、日立金属の保有する特許は、SEPではないが、磁石の生産に不可欠な「必須構成」に該当しうる??

IP FORWARD

以下の要素を考慮

■ (二)当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における 競争又はイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者利益ま たは公共利益を害すること

▶ 例)許諾の拒絶により、新製品を製造、販売できなくなる場合 ⇒イノベーションに不利な影響をもたらし、かつ、消費者/公共 利益を害する場合に該当するおそれ

IP FORWARD

以下の要素を考慮

■(三)当該知的財産権の許諾を行っても、当該事業者の不合理 な損害には繋がらないこと。

▶ 例) 潜在的ライセンシーが十分な実施能力を有していない場合 ⇒許諾を強制することは、権利者の不合理な損害につながる おそれがある

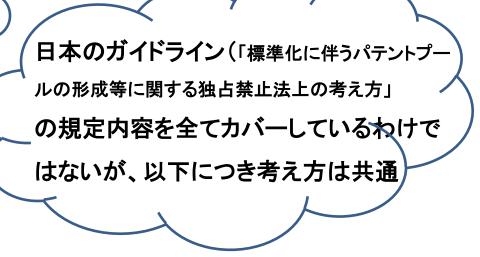
「規定」12条:パテントプールに関する規定

- 事業者は、知的財産権行使の過程において、パテントプール を利用して競争の排除・制限行為を行ってはならない
- パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して、 生産量、市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、 「独占禁止法」第13条、第14条に禁止される独占的協定を 結んではならない。ただし、結んだ協定が「独占禁止法」 第15条の規定に該当することを事業者が証明できるときは、 この限りでない。

「規定」12条:パテントプールに関する規定

IP FORWARD

■ 市場支配的地位を有するパテントプールの管理組織は、 正当な理由がない限り、パテントプールを利用して、 次に掲げる市場支配的地位濫用行為を行い、競争の排除、 制限をしてはならない



「規定」12条:パテントプールに関する規定

- (一)プールの参加者が、独立した許諾者としてプール以外で特許許諾することを制限すること
- (二)プールの参加者又は被許諾者が独自に又は第三者と提携してプールの特許と競合する技術を開発することを制限すること
- (三)被許諾者に、その改善又は開発した技術をパテントプールの管理組織 又はプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう強要すること (四)被許諾者がプールにある特許の有効性について疑義を質すことを禁止 すること
- (五)同じ条件のプールの参加者又は同じ関連市場の被許諾者に対して差別的な取引条件を設定すること
- (六)国家工商行政管理総局が認定したその他の市場支配的地位濫用行為

(参考)パテントプールと特許連盟

- 中国では、近年、知識産権連盟(特許連盟)の設立が相次いでいる(2016年3月時点で、中国各地に90団体程度:IPF調査)
 - 知識産権連盟の明確な定義があるわけではないが、同一産業分野に属する企業(主に中国企業)によって組織され、構成企業が保有する特許権の共同運用を主目的の1つとする
 - ▶ 2015年には、知識産権局より、「産業知識産権連盟建設指南」 が発布され、中央/地方政府も設立支援や指導を行っている
- 現時点では、特許連盟の活動を制限、規制するような施策は見当たらず、また、連盟の多くは、パテントプールの設立に向けて、特許ポートフォリオの蓄積を図る段階にあるが、独禁法上の規制対象となり得ることは想定される

「規定」13条:SEPに関する規定

- 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準(国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。)の制定と実施を利用して、競争の排除・制限行為を行ってはならない
- 市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる競争の排除、制限行為を行ってはならない
 - ▶ 本規定で標準の必須特許とは、当該標準を実施する上で不可欠な 特許をいう

「規定」13条:SEPに関する規定

- (一)標準の制定に参与している過程で、<u>意図的に</u>標準の策定組織に<u>その権利情報を開示しない</u>又はその権利を放棄すると明確にしたが、ある標準がその特許と係った後に、当該標準の実施者にその特許権を主張すること
 - ▶ 公取委のガイドライン第3、1(1)エのように、ライセンス条件を 偽って規格採用させた後に、ライセンスを拒絶する等の行為も、 本規定により規制対象とされる可能性はある?

「規定」13条:SEPに関する規定

- (二)その特許が標準の必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的原則に背き、許諾を拒否する、抱き合わせ販売をする、または取引の際その他の不公平な条件を加える等の競争の排除、制限行為を行うこと
 - ➤ SEPについて、FRAND義務を認めたものと考えられる(中国法上、 初)
 - ▶ 市場支配的地位を有することが適用の前提。ただし、華為 vs IDC 事件やクアルコム事件をも踏まえると、SEP保有により認定可能性 は高まると思われるので要注意

知財権濫用規制をめぐる最近の主な動き

IP FORWARD

■ 2015年4月、工商総局より「知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の禁止に関する規定」を発表、同年8月より施行 ____



- 2015年12月、国家発展改革委員会より、「知的財産権 濫用禁止に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿) を発表
- 2016年2月、工商総局より、「知的財産権濫用に関する 独占禁止法執行ガイドライン(意見募集稿)」を発表
 - ※SIPO、商務部もガイドラインを作成中

知財権濫用規制をめぐる最近の主な動き

- 2015年12月、国家発展改革委員会より、「知的財産権濫用 禁止に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)を発表
- 2016年2月、工商総局より、「知的財産権濫用に関する独 占禁止法執行ガイドライン(意見募集稿)」を発表
 - ※SIPO、商務部もガイドラインを作成中
 - ▶国家発展改革委員会は、後述のクアルコム事件を契機に、知財権濫用規制に興味をもち、ガイドライン作成に至ったといわれている

IP FORWARD

当事者

- 当事者:クアルコム社(Q社)
- 担当執行機関:国家発展改革委員会
- 処分結果:行政処罰決定(2015年2月9日)

経緯

- Q社は、CDMA、WCDMA及びLTE無線端末ベースバンドチップに関する標準必須特許 (SEP)を有し、ライセンス活動を行うとともに、SEPにかかるベースバンドチップを販売していた。
- 発展改革委員会は、2013年11月、SEPライセンス市場、及び、CDMA、WCDMA、LTEベースバンドチップ市場において、Q社が、支配的地位を濫用した独占行為を実施した疑いで調査を開始。

(60億8,800万元)の制裁金を課す旨の行政処罰決定

ライセンス市場における市場支配的地位の有無ー独禁法17条2項

- 全ての無線標準規格必須特許のライセンスが、それぞれ1つの独立 した関連製品市場を単独で構成する
- Q社が所有する全ての無線SEPのライセンスにより独立して構成される関連製品市場における市場占有率は、いずれも100%であり、同市場において、市場支配的地位を有すると推定可能
- ライセンス条件のほとんどは、Q社が確定した内容であり、ライセンス 料、ライセンス条件を支配することや、上記ライセンス市場に他事業 者が参入すること等も考慮し、また、Q社が市場支配的地位を有して いないことを証明する証拠を提出していないことから、Q社は、無線 標準必須特許ライセンス市場において、市場支配的地位を有する

ライセンス市場における市場支配的地位の濫用

IP FORWARD

◆ 以下の行為を市場支配的地位の濫用

(独禁法17条1項(1):不公平に高い価格での商品販売の禁止)と認定

- 長期、無期限ライセンス契約中、同額のライセンス料を取り決めており、 <u>存続期間が満了した特許</u>のライセンス料を徴収した。<u>新たな特許が</u> ポートフォリオに随時加わるとしても、両者が同等の価値を有するか、 考慮、分析していない。
- ライセンシーに無償での特許クロスライセンスを要求した
- SEPと、全ての端末に対して価値を有しているとは限らない非SEPを包括的にライセンス提供
- <u>無線端末本体</u>の卸売純価格を<u>ライセンス料の基礎とした</u>

ライセンス市場における市場支配的地位の濫用

IP FORWARD

◆ 以下の行為を市場支配的地位の濫用

(独禁法17条1項(5):正当理由なき商品の抱き合わせの禁止)と認定

- SEPと非SEPは、性質が異なり、互いに独立するもの。Q社は、両者を区別せず、ライセンシーに特許リストを提供せず、包括的ライセンスの方式を用いて、<u>非SEPとの抱き合わせ販売</u>を行った
- SEPと非SEPのライセンスを別個に提供した場合にコストが増加し、ライセンス交渉が複雑化する可能性はあるが、抱き合わせの正当理由とはならない

(参考)ベースバンドチップ市場における市場支配的地位の濫用

<u>FORWARD</u>

- ◆ 市場支配的地位の有無
 - CDMA、WCDMA、LTEベースバンドチップ市場における2013年のQ社の<u>販売額</u> の市場占有率は、いずれも1/2を超え(×販売量)、長期にわたりトップクラスに位置し、主な端末メーカは、Q社のベースバンドチップに大きく依存していることや、同市場への参入が比較的困難であることなどから、Q社はベースバンドチップ市場において、市場支配的地位を有する
- ◆ 市場支配的地位の濫用の有無
 - Q社は、ライセンス契約の締結及び<u>不争合意</u>をベースバンドチップを取得する条件としていた
 - ライセンス契約には、上述のような不合理な条件が含まれており、ベースバンド チップを供給しないことでかかる不合理な条件を含むライセンスを強要。また、 ライセンス契約について訴訟を提起することは、ライセンシーの権利である
- ⇒独禁法17条1項(5) 市場支配的地位を有する事業者による取引時における不合理な取引条件の不可の禁止

知財権濫用規制をめぐる最近の主な動き

IP FORWARD

- 2015年12月、国家発展改革委員会より、「知的財産権濫用 禁止に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)を発表
- 2016年2月、工商総局より、「知的財産権濫用に関する独 占禁止法執行ガイドライン(意見募集稿)」を発表
 - ※SIPO、商務部もガイドラインを作成中
 - ▶ 商務部のガイドライン草案も出揃った段階で、独占禁止委員会にて、3ガイドライン草案の調整、統合が行われる見込みといわれている
 - ▶ 両草案の公約数的事項に着目すると、統合ガイドラインの 内容が見えてくる?
 - ▶ そこで、以下では、ポイントを絞って、両者の内容を概説

2ガイドライン草案(意見募集稿)のポイント

IP FORWARD

- 知財権保有と市場支配的地位
 - 基本的な考え方は、前掲の「規定」と、2草案とで共通(規定6条)
 - ▶ 2ガイドライン草案では、知財権の保有と市場支配的地位との関係について、さらに具体的な考慮要素を規定
- 不公平に高額なロイヤリティ
- 抱き合わせ
- 不合理な取引条件
- ■ライセンス拒絶
- 差止規制⇔専利法的観点からの規制

華為 vs IDC事件、 クアルコム事件 が参考になる

知財権の保有と市場支配的地位ー考慮要素

IP FORWARD

国家発展改革委員会草案

工商総局草案

- ①取引相手により知財権が代替される可能性(難易度)及び転換コスト
- ②川下市場が関連する知財権を利用して提供する商品を利用する依存度
- ③事業者に対する取引相手の抑制均衡能力

SEPについてはさらに以下を考慮

- i) 関連標準の市場価値と応用の度合い
- ii) 代替標準が存在するか否か
- iii)関連標準に関する業界の依存度及び代替標準への転換コスト
- iv)異世代における関連標準の変遷状況 と互換性
- v)標準に組み込まれている関連技術が 代替される可能性

④事業者が関連市場に参入するために知 財権が必須設備かどうか

▶ SEP保有により、直ちに市場支配的 地位を有すると認定されるわけでは ないが、同可能性が高まると 思われる点に注意する必要がある

不公平に高額なロイヤリティー主な考慮要素

IP FORWARD

国家発展改革委員会草案

工商総局草案

- ・知的財産権の価値/商品への貢献価値と合致しているか
- ・従前のロイヤリティその他比較可能なロイヤリティとの比較
- •地域範囲、許諾商品範囲
- 期限切れ、無効権利等の有無
- •不公平に高額なロイヤリティにつながるその他の許諾条件
- —クロスライセンス、グラントバック等^C
- •不正な手段―差止、訴訟権の濫用

華為 vs IDC事件、クアル

コム事件の認定が参考

になる

40

抱き合わせ販売一主な考慮要素

IP FORWARD

国家発展改革委員会草案

工商総局草案

- •相手方の意思、取引慣習/消費慣習
- 関連する知的財産権又は商品の性質の差異及び相互関係
- ・技術の互換、製品の安全、性能実現に必須の措置か

等

華為 vs IDC事件、クアルコム事件を参照 すると、SEPと非SEPとの包括ライセンスは 認められない可能性高い

Cf. 華為 vs IDC事件におけるSEPの包括ライセンス

41

不合理な取引条件の例

IP FORWARD

42

国家発展改革委員会草案

工商総局草案

- ・改良技術についての独占的グラントバック
- ・当該知財権の有効性を争うことを禁止(不争条項)
- ・期限切れ、無効化後の知財権を主張
- ・第三者との取引禁止/制限

等

不争義務条項についての考慮要素

- i)全ライセンシーに有効性に疑問を持たないよう 要求しているか
- ii) 有償実施許諾、川下市場参入障壁を構成しているか
- iii)その他の知財権の実施を阻害していないか
- iv)許諾者が誤った情報等によって知財権を取得

不争条項に関する基本的考え方が日本と異なる点に注意

していないか

Copyright (C) 2016 IP FORWARD.All Rights Reserved.

ライセンス拒絶

IP FORWARD

国家発展改革委員会草案

- ・市場支配的地位を有する事業者が正当な理由 なく実施許諾を拒絶する場合、関連市場における 競争を排除、制限するおそれ
- ⇒以下を考慮
- i)関連知財権が負担する実施許諾、承諾
- ii) 関連知財権が関連市場参入に必須か/合理的に獲得可能な代替知財権の有無
- iii)イノベーションに与える影響及びその度合い
- iv)被拒絶者のロイヤリティ支払い意思、能力
- v)被拒絶者に製品の安全等確保のための品質 等が欠如していないか
- vi)被拒絶者による利用が省エネ、環境保全等の公共利益に不利な影響をもたらすか

工商総局草案

- ・権利者が市場支配的地位を有し、当該知財権が「必須設備」である場合、正当な理由なく実施許諾を拒絶すると、関連市場における競争を排除、制限するおそれ
- ⇒以下を考慮
- i) 当該知財権が関連市場において合理的代替ができず、市場競争参入に必須か
- ii)イノベーションに不利な影響を与え、消費 者利益/公共利益を損なうおそれがあるか
- iii)許諾が権利者に不合理な損害を与えるか

SEPに基づく差止と市場支配的地位の濫用

IP FORWARD

国家発展改革委員会草案

- 差止救済はSEP権利者の合法的救済手段
- ・市場支配的地位を有するSEP権利者が<u>差止を</u>

利用して不公平な高額ロイヤリティ等不合理な条

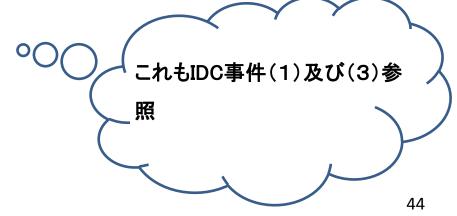
件を強制することは、競争を排除、制限するおそ

<u>れ</u>あり⇒以下を考慮

- i) 双方の交渉の過程における行為及びそれが示す真の意図についての話し合い
- ii)関連するSEPが負担している関連差し止め救済の承諾
- iii) 双方の交渉の過程において提起された許諾 条件についての話し合い
- iv)差し止め救済の申し立ての許諾交渉、関連市場及び川下市場における競争及び消費者の利益に対する影響

工商総局草案

- ・SEPとなった後、差止/訴訟権を濫用して 不合理な許諾条件を強制することは、競争 を排除、制限するおそれあり
- ・不公平に高価格なロイヤリティによる許諾かどうかを判断する場合、差止/訴訟権の
 濫用などによって、当該ロイヤリティを強制しているかを考慮できる



SEPをめぐる華為vs IDC事件

IP FORWARD

- ■(1)独禁法違反事件
 - > 2013年10月終審判決
 - > IDCのSEPの市場支配的地位の濫用を認定し、損害賠償を命じる判決
- ■(2)ライセンス及び適正なロイヤリティの設定に関する

訴訟

- > 2013年10月終審判決
- ▶ FRAND義務の履行として、0.019%のライセンス料率を設定
- ■(3)IDCに対する国家発展改革委員会の調査
 - ▶ (1)事件に関連して、2013年6月、発展改革委員会はIDCに対する調査 を開始。その後、IDCは是正措置を提示し、2014年5月、調査中止決定

SEPをめぐる華為vs IDC事件

IP FORWARD

- 国家発展改革委員会の調査開始後、IDCは2015年3月に以下 の是正措置を提示
 - 中国企業に対する差別的待遇(高額なロイヤリティの要求)
 の停止
 - ➤ SEPと非SEPの抱き合わせ
 - 中国ライセンシーに対する無償のライセンス付与を要求しないこと
 - ▶ <u>訴訟を利用</u>して中国企業に対して不合理なライセンス条件 の受け入れを要求しない

(参考)専利法的な観点からの差止に対する規制

IP FORWARD

■ 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律 適用の若干問題に関する解釈(二)(法釈[2016]1号) 24条

国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れられている必須特許の情報について、専利権者、被疑侵害者が当該専利の実施許諾条件を協議するとき、専利権者が標準制定において承諾した公平、合理的、無差別の実施許諾義務に故意に違反したために専利実施許諾契約が締結できず、且つ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合、標準の実施行為の差止めを求める権利者の主張について、人民法院は通常、これを支持しない。

→本司法解釈は、専利法的な観点から、SEPに基づく差止を規制 アップル・サムソン事件のようなケースで、差止が制限されると思われる

(参考)専利法改正草案(送信稿)の新設規定

IP FORWARD

■ 専利法改正草案(送信稿)14条

専利出願と専利権行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用し公共の利益を損害したり、又は競争を不正に排除、制限したりしてはならない。

- > 2015年12月発表
- 次スライドのように、これをより具体化した規定は、既に、司法解釈にて規定、 施行されている
- なお、現行法14条は、国有企業等が国、公共の利益に対して重大な意味を持つ発明特許を有する場合の、国務院の関係主管部門等による、指定機関等への実施許諾に関する規定

(参考)専利法的な観点からの差止に対する規制

IP FORWARD

■ 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律 適用の若干問題に関する解釈(二) (法釈[2016]1号) 26条

被告が専利権を侵害し、権利者が当該被告による侵害行為の差止めを命じる判決を下すよう求めた場合、人民法院はこれを支持しなければならない。ただし、国の利益、公共の利益の見地から、人民法院は、被告に対し、被疑侵害行為の差止めを命じる判決を下さず、相応の合理的な範囲における費用を支払うよう命じる判決を下すことができる。

⇒SEPに限らない

日本でも、差止請求権の効力の制限は盛んに議論されているが、 中国ではすでにこれを認めた裁判例が存在しており、上記のように明文化されている

(参考)富士化水事件

IP FORWARD

当事者

- 当事者A:武漢晶源環境工程有限公司
- 当事者B:華陽電業有限公司
- 当事者C:富士化水工業株式会社
- 判決:2009年12月21日 最高人民法院

経緯

- Aは、海水排煙脱硫方法に関する特許権者
- Bは、電力供給会社であり、火力発電所の建設にあたり、Cとの間で、Cの海水排煙 脱硫装置について、技術移転契約を締結。
- この契約には、Cの提供技術によって、Bが第三者の特許権等を侵害した場合における損失を、Cが賠償する旨の条項が規定されていた
- Aは、B、Cに対して、差止め/損害賠償を求めて提訴。一審では、BC間の上記契約条項に基づき、C単独の5,061万2,400元の賠償責任を認定したが、特許権者の利益と環境保護等の利益を衡量して、差止は棄却
- 最高人民法院も、<u>差し止めについては、利益衡量により認めず、</u>損害賠償責任について、BとCの連帯責任とした(賠償金額はそのまま)

ご清聴ありがとうございました

IP FORWARDグループは、中国・新興国における知財 支援全般・模倣対策、進出支援、業務拡充サポートを 主要業務とする、専門コンサルティング・調査会社、 弁護士・弁理士事務所(中国商標代理事務所認可あり) で構成される、総合コンサルティング・グループです

【連絡先】

IP FORWARD

IP FORWARDグループ

電話:+86(21)3366-4261 Fax:+86(21)3366-4266

E-mail: ipf@ip-fw.com URL: http://www.ip-fw.com/ ※ご不明点等ございましたら、上記宛先まで、いつでもご遠慮なくお問い合わせください

日本語、英語、中国語、いずれの言語でも対応が可能です

【拠点所在地】



【拠点所在地】



【提携先拠点所在地】



職員数:50名程度

拠点所在地:東京、広州、北京、成都、瀋陽、武漢、温州、義鳥、香港 本社所在地:上海

【IP FORWARDニュースレター配信のご案内】

弊所では、ニュースレターにて、皆様の業務に役立つ中国知財情報等を毎月メールにて、配信させていただいております。 ご希望の方は、下記までご連絡いただけますと幸いでございます。IP FORWARD 広報部 E-mail:newsletter@ip-fw.com